

議第 3 2 号

広島県立県民の浜管理条例の一部を改正する条例の制定について  
 広島県立県民の浜管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島県立県民の浜管理条例の一部を改正する条例

広島県立県民の浜管理条例（平成 2 9 年呉市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前				改正後							
別表（第 1 2 条，第 1 3 条関係）				別表（第 1 2 条，第 1 3 条関係）							
区分		単位		使用料		区分		単位		使用料	
宿 泊 研 修 所	洋室	幼児	一人 1 泊 につき	<u>1, 9 0</u> <u>0 円</u>	宿 泊 研 修 所	洋室	幼児	一人 1 泊 につき	<u>2, 5 0</u> <u>0 円</u>		
		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>6, 2 0</u> <u>0 円</u>			小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>7, 0 0</u> <u>0 円</u>		
		大人	一人 1 泊 につき	<u>7, 7 0</u> <u>0 円</u>			大人	一人 1 泊 につき	<u>8, 5 0</u> <u>0 円</u>		
	和室 A	幼児	一人 1 泊 につき	<u>1, 9 0</u> <u>0 円</u>	和室 A	幼児	一人 1 泊 につき	<u>2, 5 0</u> <u>0 円</u>			
		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>5, 3 0</u> <u>0 円</u>		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>6, 0 0</u> <u>0 円</u>			
		大人	一人 1 泊 につき	<u>6, 6 0</u> <u>0 円</u>		大人	一人 1 泊 につき	<u>7, 5 0</u> <u>0 円</u>			
	和室 B	幼児	一人 1 泊 につき	<u>1, 7 0</u> <u>0 円</u>	和室 B	幼児	一人 1 泊 につき	<u>2, 0 0</u> <u>0 円</u>			
		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>4, 9 0</u> <u>0 円</u>		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>5, 5 0</u> <u>0 円</u>			
		大人	一人 1 泊 につき	<u>5, 9 0</u> <u>0 円</u>		大人	一人 1 泊 につき	<u>6, 5 0</u> <u>0 円</u>			
	大広間 及び小 広間	幼児	一人 1 泊 につき	<u>1, 4 0</u> <u>0 円</u>	大広間 及び小 広間	幼児	一人 1 泊 につき	<u>2, 0 0</u> <u>0 円</u>			
		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>2, 2 0</u> <u>0 円</u>		小・ 中学 生	一人 1 泊 につき	<u>3, 0 0</u> <u>0 円</u>			
		大人	一人 1 泊 につき	<u>3, 4 0</u> <u>0 円</u>		大人	一人 1 泊 につき	<u>4, 0 0</u> <u>0 円</u>			

一時使用	洋室	1室4時間まで	4,600円
	和室A	ごとに	
	和室B		
	大広間	1室4時間まで	10,600円
		ごとに	
	小広間	1室4時間まで	5,300円
イベントホール	大研修室	1室4時間まで	12,200円
		ごとに	
	小研修室	1室4時間まで	6,200円
		ごとに	
	イベントホール	1室4時間まで	22,700円
		ごとに	
運動広場等	テニスコート	1面1時間まで	1,400円
		ごとに	
	人工芝型	1面1時間まで	1,700円
		ごとに	
	運動広場	市長が別に定める単位	市長が別に定める額
その他施設	棧敷用	1日利	2,600円
		1か所につき	
	通年利	1か所につき	47,700円
	シャワー	1回につき	220円

備考

- (1) ～(4) 略
- (5) 運動広場については、入場料その他これに類する料金を徴収し、興行等のため専用使用する場合に限り、使用料を徴収する。

一時使用	洋室	1室4時間まで	5,500円
	和室A	ごとに	
	和室B		
	大広間	1室4時間まで	12,000円
		ごとに	
	小広間	1室4時間まで	6,000円
イベントホール	大研修室	1室4時間まで	13,500円
		ごとに	
	小研修室	1室4時間まで	7,000円
		ごとに	
	イベントホール	1室4時間まで	25,000円
		ごとに	
運動広場等	テニスコート	1面1時間まで	2,000円
		ごとに	
	人工芝型	1面1時間まで	2,500円
		ごとに	
	運動広場	全面利用	1時間までごとにつき 800円
その他施設	棧敷用	1日利	3,000円
		1か所につき	
	通年利	1か所につき	55,000円
	シャワー	1回につき	300円

備考

- (1) ～(4) 略
- (5) 運動広場については、専用使用する場合に限り、使用料を徴収する。
- (6) 運動広場について、使用時間を超過して使用した場合は、超過使用時間1時間までごとに、900円を加算する。

(7) 運動広場について、規則で定める使用時間以外の時間で使用する場合には、  
ける使用料の額は、1時間までごとに  
つき900円とする。

(8) 運動広場について、使用許可を受けた者が、入場者から会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合  
(次号に規定する場合を除く。)の使用料は、定額の2倍に相当する額とする。

(9) 前号の規定にかかわらず、運動広場について、商品の広告、宣伝その他の商業活動のために使用する場合は、  
定額の3倍に相当する額とする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用する。

##### (準備行為)

- 3 使用許可の申請その他の広島県立県民の浜の管理等に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (提案理由)

広島県立県民の浜の使用料の額の改定等をするため、この条例案を提出する。